株主各位

大阪府松原市三宅東一丁目8番7号株 式 会 社 関 門 海代表取締役社長 山 形 圭 史

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成18年2月24日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号 天王寺都ホテル6階「吉野の間 西」
- 3. 会議の目的事項

報告事項 第17期(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)営業報告書報告の件

決議事項

第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (19頁から21頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (25頁から27頁まで)に記載のとおりであります。

以 上

[◎]お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

営業報告書

「平成16年12月1日から」 平成17年11月30日まで」

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、設備投資、企業収益の改善、雇用情勢の回復などに加え、個人消費にも回復の兆しが見られるなど緩やかな景気回復が見られました。

外食産業におきましては、店舗数増加及び消費者の「食の安全性」に対する意識向上による競争の激化などにより厳しい環境が継続しております。

このような状況において、当社は「美味で健康的な本物のおいしさの追求」を目的とした食材に関連する技術開発により、品質面及び安全面において差別化された食材をより低価格で提供することを競争力として、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」の関東地区及び関西地区における直営店及びフランチャイズ店の積極的な出店を推進するとともに、平成17年10月に撤退した車えびフライ専門店「えびおどーる」、ごちそうカリー専門店「カリーシェフ伝説」の問題点を踏まえ、「玄品直釜カレーめし」「かに玄」の2業態の新規業態開発を推進いたしました。

以上の結果、当期における売上高は6,191,570千円(前期比20.8%増)、営業利益は497,572千円(前期比54.3%増)、経常利益は460,247千円(前期比47.9%増)と大幅な増収増益を達成いたしましたが、新規業態撤退に伴う店舗閉鎖損失が発生したことから、当期純利益につきましては201,942千円(前期比28.0%増)となりました。

事業別の業績は以下のとおりであります。

(直営事業)

「玄品ふぐ」につきましては、研究開発により実用化された技術によって、 品質面及び安全面において差別化されたとらふぐ等の食材を低価格で提供す ることを競争力として、関東地区及び関西地区における積極的な出店を推進 いたしました。 当期における研究開発活動の成果といたしましては、長期低温熟成技術 (鮮度を維持したまま熟成により旨み成分を向上させ、長期間にわたり保存・輸送することを可能とする技術)の品質面における改良を図るとともに、 関門海三重陸上養殖場において閉鎖式循環養殖システムにより試験的に養殖 したとらふぐを平成16年12月から「玄品ふぐ」において一部提供いたしました。

新規出店につきましては、関東地区及び関西地区において、出店エリアの拡大、立地開発体制の整備等の施策により出店を推進し、結果、当期におきましては前期実績15店舗を大幅に上回る関東地区18店舗、関西地区8店舗、計26店舗の出店を実現いたしました。結果、当期末における直営店舗数は、3店舗をフランチャイズに戦略的に転換したこともあり、関東地区45店舗、関西地区29店舗、計74店舗となっております。

また、新規業態開発といたしましては、平成17年4月に車えびフライ専門店「えびおどーる」、平成17年6月にごちそうカリー専門店「カリーシェフ伝説」をオープンいたしましたが、主に店舗オペレーション上の問題から平成17年10月に店舗を閉鎖いたしました。

当社では上記撤退に至った問題を踏まえ、平成17年8月に店舗オペレーションの簡素化を図ったカレー新規業態として「玄品直釜カレーめし」を大阪市中央区にオープンするとともに、研究開発活動の成果としてずわいがにの旨み向上技術が確立したことから、「玄品ふぐ」でのノウハウの蓄積を活用できる新規業態として平成17年12月に東京都武蔵野市にオープンしたかに料理専門店「かに玄」の業態開発に取り組みました。

これらの結果、当期末における直営店舗数は75店舗となり、直営事業の売上高は5,569,343千円(前期比12,5%増)となりました。

(フランチャイズ事業)

フランチャイズ事業におきましては、フランチャイズ加盟候補者の発掘にあたり、従来のフランチャイズパッケージに加え、平成17年9月に独立心旺盛な個人の募集を目的として、設備投資を当社が負担することによりイニシャルコストを抑えたフランチャイズパッケージを設定し、個人フランチャイズオーナーの発掘に注力したことにより、新たに14件のフランチャイズ加盟店と加盟契約を締結し、関東地区5店舗、関西地区4店舗、計9店舗のフランチャイズ店舗をオープンさせることができました。

結果、当期末におけるフランチャイズ店舗は、関東地区6店舗、関西地区5店舗、計11店舗となり、フランチャイズ事業の売上高は、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ、加盟金、設備売却等により335,855千円(前期比1,401.0%増)となりました。なお、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は269,389千円(前期比3,168.1%増)であります。

以上により、直営及びフランチャイズ店舗を合わせた期末店舗数は86店舗となり、直営事業、フランチャイズ事業を合わせた売上高は5,838,733千円 (前期比17.7%増)となりました。

(食材販売等その他の事業)

食材販売等その他の事業は、活とらふぐ等の食材販売先店舗数の増加、協 賛金収入等により、売上高は286,371千円(前期比89.0%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資については、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」の店舗投資等を中心に有形固定資産893,417千円、無形固定資産50,171千円、差入保証金147,700千円、長期前払費用59,268千円の総額1,150,557千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期においては、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う、 平成17年6月1日を払込期日とした公募増資により、511,500千円の資金調 達を行いました。

(4) 会社が対処すべき課題

① 研究開発力の強化及び新規業態開発

とらふぐだけでなく、様々な水産物・畜産物・農作物に関連する技術開発を積極的に行い、品質面、安全面及び価格面における差別化を図り、新規業態「かに玄」「玄品直釜カレーめし」の競争力強化ならびに更なる新規業態開発を推進してまいります。新規業態の店舗展開につきましては、初期投資の軽減、店舗オペレーションの簡素化を主な課題として取り組み、早期の収益確保の体制構築を図り、慎重な店舗展開を行う方針であります。

-4 -

② 養殖事業への進出

当社では、食材の生産から一般顧客への提供までを一貫して管理することにより、品質面、安全面及び価格面において、より競争力の高い事業展開が可能であると考え、自社利用を目的としたとらふぐなどの水産物の養殖事業への進出に向けての準備を進めております。

今後につきましては、品質及び生産性の向上とリスクマネジメントにより、「美味で健康的な本物のおいしさの追求」と低コストでの食材生産を 兼備した養殖技術の確立を図ってまいります。

③ 人材の採用及び育成

当社は、採用した人材を志の高い自立した人間として育成することが企業としての重要課題であり、今後の当社の成長の源泉であると認識しております。当社の組織は幅広い権限委譲を受けたプロジェクト単位で運営を行っており、理念教育を中心とした教育・研修を実施しております。

④ フランチャイズ本部体制の強化

当社では、当期より個人フランチャイズオーナーの獲得を目的とした新たなフランチャイズシステムの構築及び複数店舗の運営が可能なメガフランチャイジーの開拓を推し進めていることから、今後拡大していくフランチャイズ展開に対応したフランチャイズ本部体制の強化、教育・研修体制の確立、スーパーバイジング体制の整備などを引き続き強化していくことを課題と考えております。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位:千円)

項	目	_	期	別	第 14 期 (13.12.1~14.11.30)	第 15 期 (14.12.1~15.11.30)	第 16 期 (15.12.1~16.11.30)	第 17 期 (16.12.1~17.11.30)
売		上		高	3, 815, 271	4, 362, 759	5, 124, 410	6, 191, 570
経	常		利	益	42, 977	87, 269	311, 195	460, 247
当	期	純	利	益	62, 179	34, 957	157, 826	201, 942
1 构	 は当たり	当期	純利益	(円)	207, 379. 51	3, 075. 72	12, 722. 75	7, 648. 91
総		資		産	2, 073, 129	2, 461, 888	3, 026, 727	4, 532, 476
純		資		産	332, 402	412, 430	566, 332	1, 284, 604

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 平成15年9月30日付で株式1株につき5株の株式分割、また平成17年3月1日 付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、それぞれ期首に株式 分割が行われたものとして期中平均発行済株式総数を算出しております。
 - 3. 1株当たり当期純利益は、第15期以降は「1株当たり当期純利益に関する会計 基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)により算出しております。

2. **会 社 の 概 況**(平成17年11月30日現在)

(1) 主要な事業内容

- ① 「美味で健康的な本物のおいしさ」を追求する「玄品技術」による食材 開発
- ② 「玄品技術」による差別化されたとらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」、 「玄品直釜カレーめし」の専門飲食店の経営及び「玄品ふぐ」のフラン チャイズ展開

(2) 主要な事業所

本 社 大阪府松原市三宅東一丁目8番7号

(注) 平成17年2月26日付で、上記に本店を移転しております。

東京本部 東京都港区芝浦三丁目8番10号 MA芝浦ビル2階

店舗

<「玄品ふぐ」直営店舗>

都	道府	県	店舗数	都這	道府県	店舗数
東		京	37店	大	阪	25店
神	奈	Ш	6店	兵	庫	3店
千		葉	1店	京	都	1店
埼		玉	1店	合	計	74店

<「玄品ふぐ」フランチャイズ店舗>

都追	道府県	店 舗 数	都追	道府県	店舗	i 数
東	京	4店	千	葉		1店
神	奈 川	1店	大	阪		5店
			合	計		11店

<「玄品直釜カレーめし」直営店舗>

都 道	府県	店	舗	数
大	阪			1店
合	計			1店

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数

100,000株

② 発行済株式の総数

27,648株

当期中に増加した株式の数

平成17年3月1日付の株式分割による新株式の発行 12.574株

平成17年6月1日付の公募増資による新株式の発行 2.500株

③ 当期末株主数

2,244名

(注) 平成17年11月14日開催の取締役会の決議により、平成18年1月20日 付で1株を2株に株式分割するとともに、当社定款を変更し、会社 が発行する株式の総数を分割比率に応じて増加する決議をいたしま した。これにより、平成18年1月20日以降、会社が発行する株式の 総数及び発行済株式の総数が分割比率に応じて調整されております。

(4) 大株主の状況

to	株主名		当社への出	当社	の大村	朱主への	の出資状況		
1	Λ =	土 名		持 株 数	出資比率	持	株	数	出資比率
山	П	聖	=	株 20,060	72. 55 %		_	株	- %
関	門海	福 株	会	927	3. 35		_		_
岡	本	洋	_	240	0.86		_		_
吉	崎	晃	敏	240	0.86		_		_
Щ	形	圭	史	220	0.79		_		_
谷	間		真	202	0.73		_		_
淺	野	省	三	200	0.72		_		_
東	原		誠	120	0. 43		_		_
山	元		正	120	0.43		_		_
日本	本証券金	融株式	会社	115	0.41		_		_

上記大株主山口聖二氏(当時、当社従業員)は、平成17年11月15日逝去しました (注) が、平成17年11月30日現在遺産相続協議中のため株主名簿上の名義で記載してお ります。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

(6) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

発行決議の日	平成16年2月25日	平成16年11月29日
新株予約権の数	2,000個	571個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株	1,142株
新株予約権の発行価額	無償	無償

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等に伴 う失権分を減じて当期末時点で表記しております。
 - 2. 新株予約権の目的となる株式の数は、平成17年2月10日開催の取締役会決議に基づく、1:2の株式分割により平成17年3月1日付で、分割比率に応じて調整された数値であります。
 - 3. 新株予約権の目的となる株式の数は、平成17年11月14日開催の取締役会決議に 基づく、1:2の株式分割により平成18年1月20日付で、分割比率に応じて調 整されております。
 - ② 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

該当事項はありません。

(7) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
229名	18名増	31歳	3.1年

(注) 従業員数には、パート社員は含まれておりません。

(8) 企業結合の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する当社の株式の数

借入先	借入金残高	借入先が有す	る当社の株式
16 八 元	1日八並次同	持 株 数	出資比率
株式会社みずほ銀行	千円 633, 324	· 株 -	_ %
中小企業金融公庫	429, 847	_	_
株式会社りそな銀行	331, 534	_	_
株式会社UFJ銀行	313, 532	_	_
株式会社東京三菱銀行	271,678	_	_
商工組合中央金庫	107, 400	-	_

⁽注) 平成18年1月1日をもって株式会社UFJ銀行と株式会社東京三菱銀行は合併により株式会社三菱東京UFJ銀行となっております。

(10) 取締役及び監査役

当社	当社における地位		氏	ì	ŝ	名	担当または主な職業	
代 表	取締後	殳 社	長	山	形	圭	史	
取 締	役副	社	長	岡	本	洋	_	店舗運営担当
専 務	取	締	役	山	元		正	研究開発担当
取	締		役	抽	崎	晃	敏	店舗開発担当
取	締		役	大	村	美智	習也	品質管理購買担当
取	締		役	林		泰	広	営業戦略担当
取	締		役	山	П	静	広	内部監査人
取	締		役	谷	間		真	新規事業経営戦略担当
常勤	監	査	役	本	多	正	嗣	
常勤	監	査	役	音	部	龍	司	
監	査		役	淺	野	省	Ξ	弁護士

(注) 常務取締役であった東原 誠氏は平成17年10月31日付で辞任しております。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

(株式分割)

平成17年11月14日開催の取締役会決議に基づき、次のように株式分割による 新株式を発行しております。

(1) 分割の方法

平成17年11月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式 27,648株

(3) 効 力 発 生 日

平成18年1月20日

(4) 配 当 起 算 日

平成17年12月1日

(5) 1株当たり当期純利益に及ぼす影響

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の1株当たり当期純利益 は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益 3,824円46銭

貸借対照表

(平成17年11月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の	部	負債の	部
【流 動 資 産】	[2, 006, 219]	【流動負債】	[1, 938, 957]
現金及び預金	686, 191	買 掛 金	130, 849
売 掛 金	191, 552	短 期 借 入 金	600,000
食材	829, 641	1年以内返済予定長期借入金	315, 700
貯 蔵 品	17, 722	1年以内償還予定社債	132, 000
前 払 費 用	67, 643	未 払 金	552, 058
繰延税金資産	11, 662	未払費用	905
未 収 入 金	193, 267	未払法人税等	149, 077
その他	8, 537	未払消費税等	31, 531
【固定資産】	[2, 526, 256]	預り金	26, 773
(有形固定資産)	(1, 743, 668)	2,,	
建物	1, 169, 595	その他	61
構築物	54, 075	【固定負債】	[1, 308, 914]
機械装置	76, 546	社	104, 000
車 両 運 搬 具	10, 923	長期借入金	1, 171, 614
器具備品	289, 138	そ の 他	33, 300
土地	142, 321	負 債 合 計	3, 247, 872
建設仮勘定	1, 066	資 本 の	部
(無形固定資産)	(74, 591)	【資 本 金】	[276, 370]
ソフトウェア	37, 568	【資本剰余金】	[385, 366]
ソフトウェア仮勘定	34, 805	資 本 準 備 金	385, 366
その他の答案	2, 216	【利 益 剰 余 金】	[608, 946]
(投資その他の資産)	(707, 997)	任 意 積 立 金	87, 454
投資有価証券	53, 975	特別償却準備金	12, 454
出 資 金 長期前払費用	7, 080	別途積立金	75, 000
長期前払費用差入保証金	66, 103 559, 003	当期未処分利益	521, 491
操延税金資産	16, 813	【株式等評価差額金】	[13, 920]
その 他	5, 021	資 本 合 計	1, 284, 604
資 産 合 計	4, 532, 476	負債・資本合計	4, 532, 476
<u>д</u> Д П	7, 002, 770	兵员 只不口叫	7, 002, 770

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

【平成16年12月1日から】 平成17年11月30日まで】

(単位:千円)

	ź	科			目		金	額
	営	営	業	収	益			
	業		売	上		高		6, 191, 570
経	損	営	業	費	用			
	益		売	上	原	価	1,601,412	
常	の		販売	費及び-	一般管	理費	4, 092, 585	5, 693, 997
т	部	営	業	利	益			497, 572
	営	営	業	外 収	益			
損			受	取	利	息	11	
	業		受 耳	文 地	代 家	賃	3, 600	
益	外		為	替	差	益	6, 975	
	+=		そ	の		他	3, 494	14, 081
	損	営	業	外 費	用			
の	益		支	払	利	息	22, 159	
	の		社	債	利	息	962	
部			新	株 発	行	費	11, 183	
	部		そ	の		他	17, 100	51, 406
		経	常	利	益			460, 247
华	寺	特	別	利	益			
另	削員		IJ -	- ス	補償	金	7, 118	7, 118
立	克 金	特	別	損	失			
0	D		固定				9, 011	
	ß		店舎		鎖損		94, 345	103, 356
		引育		期純		益		364, 009
		税、		税及び				190, 662
	法	人	税等		整	額		△28, 595
	当	期				益		201, 942
	前	期	繰	越	利	益		319, 549
	当	期	未り	□ 分	利	益		521, 491

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

「重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

食材 (主要食材)

月次総平均法による原価法を採用しております。

なお、従来、食材のうちふぐについてのみ月次総平均法による原価法を採用しておりましたが、新規業態を開始したことにより、当期よりふぐを含めた主要食材については月次総平均法による原価法を採用することとしました。

食材 (その他)

最終仕入原価法を採用しております。

仕掛品

総合原価計算による原価法を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~38年

機械装置 4~15年

器具備品 2~10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(最長5年)によっております。

長期前払費用

均等償却を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。

7. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上することとしております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上することとしております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

「追加情報]

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する営業年度より外形標準課税制度が導入され、当営業年度の資本金の増加により、外形標準課税制度を適用しております。

これに伴い、当営業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費は、15,050千円増加し、営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益が同額減少しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額

954,743千円

- 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具備品(店舗設備)をリース契約により使用しております。
- 3. 担保に供している資産

土 地

70,000千円

機械装置

12,525千円

4. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額

13,920千円

損益計算書関係

1株当たり当期純利益

7,648円91銭

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

店舗閉鎖損失	28,130千円
未払事業税	12,970千円
未払事業所税	2,515千円
固定資産除却損否認	4,530千円
繰延税金資産合計	48,148千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	10,117千円
その他有価証券評価差額金	9,554千円
繰延負債合計	19,671千円
繰延税金資産の純額	28,476千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

ロヘントコログ	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割	2.4%
法人税等の特別控除	△ 5.6%
留保金課税	6.8%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5%

利益処分案

(単位:円)

	科			目		金額
当	期	未	処 分	利	益	521, 491, 866
特	別償	却 準	備金	取 崩	額	4, 308, 851
		:	計			525, 800, 717
こオ	れを次	のとお	り処分	致しま	ミす。	
特	別	償	却 準	備	金	6, 594, 609
次	期	繰	越	利	益	519, 206, 108

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成16年12月1日から平成17年11月30日までの第17期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分に関する議案及び附属明細書を監査いたしました結果、適法かつ正確であることを認めます。

平成18年1月24日

株式会社関門海

監査役(常勤) 本 多 正 嗣 ⑪

監査役(常勤) 音 部 龍 司 印

監査役 淺野省 三 卿

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

27.648個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件本議案の内容につきましては、前記添付書類(12頁から17頁まで)に記載のとおりであります。

当社は、新規出店・技術開発等に係る投資及び内部留保の充実を図りたく、 当期の利益配当金につきましては、引き続き無配とさせていただきたいと存 じます。

なお、取締役会では、貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い 会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めております。また、 監査役の意見は、監査報告書(添付書類18頁)に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 変更の理由
 - ① 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、現行 定款第4条につき所要の変更を行うものであります。
 - ② 経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるように、取締役 会の決議による自己株式取得の規定を新設するものであります。
 - ③ 当社株式の平成17年6月2日東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、当社は発行する株券等が「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)に基づく「株券等の保管振替制度」において取り扱われることについて同意いたしました。これに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」の取扱いを明確にするため、現行定款第6条(名義書換代理人)、第7条(株式取扱規則)、第8条(基準日)について所要の変更を行うものであります。
 - ④ 以上の変更に伴い、条数を変更するとともに、定款全般を見直し、字 句の追加・削除、記載表現の統一を行い、条文の整備を図るものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に 掲載する。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)						1	////////	∠ III / C / 1 · ·	してわりまり。丿
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に 掲載する。 第4条 当会社の公告は、電子公告により 行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを 得ない事由が生じたときは、日本 経済新聞に掲載して行う。 (自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条/3第1 項第2号の規定により、取締役会 の決議をもって自己株式を取得す ることができる。 (名義書換代理人) 第6条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び 株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。		現	行	定	款		変	更	案
掲載する。	(公告の	の方法)			(公告)	の方法)		
(新設) とができない事故その他のやむを 得ない事由が生じたときは、日本 経済新聞に掲載して行う。 (自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条/3第1 項第2号の規定により、取締役会 の決議をもって自己株式を取得す ることができる。 (名義書換代理人) 第7条 (現行どおり) 2 (条文省略) 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び 株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。	第4条	当会	社の公告	告は、 <u>日</u> 2	本経済新聞に	第4条	当会社	上の公告は、	電子公告により
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (第6条 当会社は、商法第211条/3第1 (名義書換代理人) 第6条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録簿は、名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録簿は、名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録簿は、名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株に関		掲載	する。				<u>行う。</u>	ただし、電	子公告によるこ
(新設) (新設) (新設) (自己株式の取得) (自己株式の取得) (自己株式の取得) (自己株式の取得) (自己株式を取得することができる。 (名義書換代理人) (名義書換代理人) (現行どおり) (現行とおり) (現代とおり) (知代とおり) (知代とおり							とがて	できない事故	その他のやむを
(新設)							得ない	*事由が生じ	たときは、日本
第6条 当会社は、商法第211条/3第1 項第2号の規定により、取締役会 の決議をもって自己株式を取得することができる。 (名義書換代理人) 第6条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株に関							経済業	所聞に掲載し	<u>て行う。</u>
項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。			(新	設)		<u>(自己村</u>	朱式の耳	文得)_	
の決議をもって自己株式を取得することができる。 (名義書換代理人) 第6条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録後は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換、は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の						第6条	当会社	土は、商法第	5211条ノ3第1
(名義書換代理人) 第 <u>6</u> 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換、空理、実質株主名簿の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株の買取り、その他株式及び端株に関							項第2	2号の規定に	より、取締役会
(名義書換代理人) 第 <u>6</u> 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換、力の支付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換の方ではこれを取扱わない。 (名義書換代理人に表表書換代理人に表表書換代理人に表表書換では、名義書換では、る。							の決議	髪をもって自	己株式を取得す
第 <u>6</u> 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 第 <u>7</u> 条 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、端株原簿 及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券 の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関							<u>ること</u>	こができる。	•
□ 2 (条文省略) 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿、端株原簿及び 株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義書換 代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の 受理、実質株主通知の 受理、実質株主名簿の作成、株券 の交付、株券喪失登録及び端株の 買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 □ 2 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿 及び株原簿 ないに記録、実質株主通知の 受理、実質株主名簿の作成、株券 の交付、株券喪失登録及び端株の 買取り、その他株式及び端株に関	(名義語		理人)			(名義	書換代理	里人)	
3 当会社の株主名簿、端株原簿及び 株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。 3 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿</u> を含む。以下同じ。)、端株原簿 及び株券喪失登録簿は、名義書換 代理人の事務取扱場所に備え置 き、株式の名義書換、端株原簿へ の記載又は記録、 <u>実質株主通知の</u> 受理、実質株主名簿の作成、株券 の交付、株券喪失登録及び端株の 買取り、その他株式及び端株に関	第 <u>6</u> 条		(≱	(文省略)		第 <u>7</u> 条		(現行ど	おり)
株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。	2		(≱	(文省略)		2		(現行ど	おり)
人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。	3	当会	社の株主	E名簿、:	端株原簿及び	3	当会社	上の株主名簿	(実質株主名簿
式の名義書換、端株原簿への記載 又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。 (大理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券		株券	喪失登錄	禄簿は、	名義書換代理		を含む	』。以下同じ	<u>。)</u> 、端株原簿
又は記録、株券の交付、株券喪失 登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。 き、株式の名義書換、端株原簿へ の記載又は記録、 <u>実質株主通知の 受理、実質株主名簿の作成、</u> 株券 の交付、株券喪失登録及び端株の 買取り、その他株式及び端株に関		人の	事務取扱	及場所に(備え置き、株		及び核	*券喪失登録	簿は、名義書換
登録及び端株の買取り、その他株 式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。 の記載又は記録、 <u>実質株主通知の</u> 受理、実質株主名簿の作成、株券 の交付、株券喪失登録及び端株の 買取り、その他株式及び端株に関		式の	名義書換	英、端株 』	原簿への記載		代理力	人の事務取打	吸場所に備え置
式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社に おいてはこれを取扱わない。		又は	記録、核	株券の交付	付、株券喪失		き、核	k式の名義書	換、端株原簿へ
書換代理人に取扱わせ、当会社に の交付、株券喪失登録及び端株の おいてはこれを取扱わない。 買取り、その他株式及び端株に関		登録	及び端核	株の買取	り、その他株		の記載	以又は記録、	実質株主通知の
おいてはこれを取扱わない。 買取り、その他株式及び端株に関		式及	び端株に	に関する	事務は、名義		受理、	実質株主名	簿の作成、株券
7,100		書換	代理人に	こ取扱わ	せ、当会社に		の交付	力、株券喪失	登録及び端株の
する事務は、名義書換代理人に取		おい	てはこれ	1を取扱	わない。		買取り)、その他株	式及び端株に関
							する事	耳務は、名義	書換代理人に取
扱わせ、当会社においてはこれを							扱わせ	け、当会社に	おいてはこれを
取扱わない。							取扱わ	っない。	

現 行 定 款

(株式取扱規則)

第7条 当会社の株券の種類、株式の名義 書換、端株原簿への記載又は記 録、株券の交付、株券喪失登録及 び端株の買取り、その他株式及び 端株に関する請求、届出等の手続 き及び手数料は、取締役会におい て定める株式取扱規則による。

(基準日)

第8条 当会社は、毎決算期日の最終の株 | 第9条 当会社は、毎決算期日の最終の株 主名簿に記載又は記録された株主 をもって、その決算期に関する定 時株主総会において権利を行使す べき株主とする。

(条文省略) 第9条~第12条 (条文省略)

(議事録)

第13条 株主総会の議事録は、議事の経過 の要領及びその結果を記載し、議 長及び出席した取締役がこれに記 名押印する。

(条文省略)

第14条~第20条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第21条 取締役会の議事録は、議事の経過 の要領及びその結果を記載し、出 席した取締役がこれに記名押印す る。

(条文省略)

第22条~第31条 (条文省略)

変 更 案

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株券の種類、株式の名義 書換、端株原簿への記載又は記 録、実質株主通知の受理、実質株 主名簿の作成、株券の交付、株券 喪失登録及び端株の買取り、その 他株式及び端株に関する請求、届 出等の手続き及び手数料は、取締 役会において定める株式取扱規則 による。

(基準日)

主名簿に記載又は記録された株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その決算期に関する定 時株主総会において権利を行使す べき株主とする。

(現行どおり)

第10条~第13条 (現行どおり)

(議事録)

第14条 株主総会の議事録は、議事の経過 の要領及びその結果を記載又は記 録し、議長及び出席した取締役が これに記名押印又は電子署名を行 う<u>。</u>

(現行どおり)

第15条~第21条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

| 第22条 取締役会の議事録は、議事の経過 の要領及びその結果を記載又は記 録し、出席した取締役がこれに記 名押印又は電子署名を行う。

(現行どおり)

第23条~第32条 (現行どおり)

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業規模の拡大に伴い、経営体制の一層の強化を図るため、3名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及(び他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	山 形 圭 史 (昭和42年8月14日生)	平成元年 5 月 平成12年 5 月 平成16年 4 月	当社入社 当社取締役 当社代表取締役社長(現 任)	220株
2	岡 本 洋 一 (昭和35年5月24日生)	平成元年5月 平成12年5月 平成16年4月	当社入社 当社常務取締役 当社取締役副社長(現任)	240株
3	山 元 正 (昭和43年12月22日生)	平成6年6月 平成10年6月 平成12年5月 平成16年12月	当社入社 (南スペシャルフーズ取締役 当社取締役 当社専務取締役(現任)	120株
4	吉 崎 晃 敏 (昭和35年12月23日生)	平成元年 5 月 平成12年 5 月 平成16年12月	当社入社 当社常務取締役 当社取締役(現任)	240株
5	大 村 美智也 (昭和41年1月11日生)	昭和60年4月 平成元年5月 平成16年6月	ふぐ半入店 当社入社 当社取締役(現任)	24株
6	林 泰 広 (昭和47年10月2日生)	平成9年9月 平成13年10月 平成16年6月	㈱ワンダーテーブル入社 当社入社 当社取締役(現任)	4株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及で	所有する当社 の株式の数	
7	谷 間 真 (昭和46年10月6日生)	平成9年1月 平成11年5月 平成14年7月 平成14年8月	表取締役 (㈱ネクストジャパン取締役 (現任)	202株
		平成16年11月 平成17年7月		
8	本 多 正 嗣 (昭和31年6月1日生)	平成2年9月 平成11年11月 平成16年6月	ふぐー (現 玄品ふぐ我孫 子の関) 開業 当社入社 当社監査役 (現任)	18株
9	岩 本 昌 志 (昭和46年10月25日生)	平成6年4月 平成15年11月 平成16年10月	(㈱ワンダーテーブル入社 当社入社 当社サティスファクション プロジェクトリーダー (現 任)	一株
10	原 真 理 (昭和43年1月1日生)	平成14年8月 平成16年10月 平成17年5月	(㈱プロ・クエスト入社 当社入社 当社経営支援プロジェクト リーダー (現任)	一株
11	川 合 アユム (昭和39年10月11日生)	昭和61年3月 平成15年10月 平成16年3月	設立 同社代表取締役 同社代表取締役会長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 川合アコム氏は、商法第188条第2項第7号/2に定める社外取締役の候補者であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

当社の資本金が1億円を超えることとなったため、監査役全員 (3名) が「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第26条第3項の規定により本総会終結の時をもって退任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び	所有する当社 の株式の数	
1	山 口 静 広 (昭和31年11月23日生)	昭和59年4月 平成元年5月 平成12年5月 平成16年12月	(㈱富貴取締役 当社入社 当社専務取締役 当社取締役(現任)	24株
2	音 部 龍 司 (昭和47年12月31日生)	平成4年4月 平成13年1月 平成16年11月	当社入社 当社関西エリアマネー ジャー 当社監査役(現任)	14株
3	淺 野 省 三 (昭和23年8月9日生)	昭和59年4月 平成16年6月 平成17年11月	淺野梶谷共同法律事務所開業 当社監查役(現任) 淺野齋藤共同法律事務所開業(現任)	200株

⁽注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領で株主 以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつ きご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者に対して、当 社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株 主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するもので あります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領(5) に定めるとおりであります。

- 2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者(以下「対象者」と総称する。)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式3.000株を上限とする。

なお、新株予約権発行の日(以下「発行日」という。)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併を行い新株予約権が継承される場合、または会社分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000個(新株予約権1個あたりの目的となる普通株式数1株)を上限とする。

なお、上記(2) により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される 場合には、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額 無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込みをすべき金額は、次により決定される 1株当たりの払込金額に上記(3) に定める新株予約権1個の目的たる株 式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日 (取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当 社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は 切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日以降、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり処分を類」、「新規発

数」に、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」、「新規発行前の株価」は「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。 上記の他、新株予約権発行日後に当社が資本の減少、合併または会社

上記の他、利休了料催発行り後に当社が資本の個少、合併または云社 分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使時における払込金額 の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で払込金額は適 切に調整されるものとする。

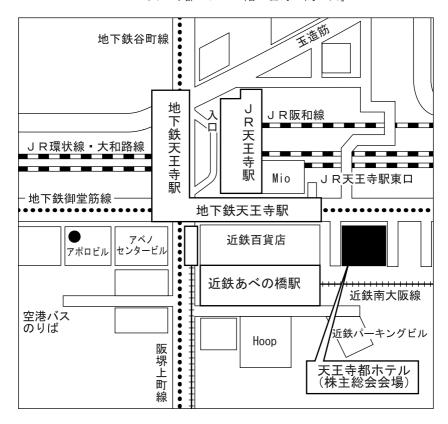
また、これらの調整が行われる場合には、当社は調整後直ちに新株予 約権の権利者に対し、その旨及びその事由、調整後の払込金額ならびに 適用の日を通知するものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間 平成20年3月1日から平成28年2月28日まで
- (7) 新株予約権行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた当社の取締役、監査役及び従業員は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権の割当を受けた当社の外部事業協力者は、権利行使時に おいても事業協力者、または当社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にあることを要する。ただし、上記のいずれでもない場合で あっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約 権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を得た場合には、 この限りではない。
 - ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることはできない。
 - ④ この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議 に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」 に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。
 - ② 対象者が権利行使する前に、上記(7) ①または②に規定する条件に 該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、または 新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、取締役会の決議を もって、対象者の有する新株予約権を無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号 天王寺都ホテル6階「吉野の間 西」



- 交 通 ●新幹線 新大阪駅…地下鉄(御堂筋線)で25分
 - J R 大阪駅…大阪環状線、又は地下鉄(御堂筋線・谷町線)で18分
 - ●地下鉄 天王寺駅から徒歩1分
 - J R 天王寺駅東口から徒歩1分